

令和5年度西川町住宅建築支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、町内の住宅建築の促進による住環境の整備、関連業界の振興、消費需要の拡大、景気浮揚及び定住促進を図るため、町内に住宅等を建築する者に対し、西川町補助金等の適正化に関する規則(昭和40年10月町規則第2号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する建築物で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 住宅等 住宅並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) 併用住宅 居住用に供する部分と事業用に供する部分とが合わさり、一つの建物となっている住宅をいう。
- (4) リフォーム等工事 別表第1から別表第7までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって、次条に定める要件に該当するものをいう。
 - ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新(取替え)等を行う工事
 - イ 住宅等に増築する工事(増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。)
- (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材(「やまがた県産材集成材」を含む。)及び認証された合板等をいう。
- (6) 町産西山杉材 町内から産出された西山杉材をいう。
- (7) 町内業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店若しくは主たる事業所を有する法人をいう。
- (8) 移住世帯 平成30年4月1日以降に県外から町内に住み替えた世帯員を含む世帯をいう。
- (9) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
- (10) 子育て世帯 平成17年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、次に掲げるとおりとする。ただし、町が実施する他の制度により補助を受けた部分の工事に係る経費は除く。

- (1) 町内業者と請負契約を締結する住宅の新築工事(町内に新築する場合に限る。以下同じ。)で、その経費が1戸当たり500万円以上のもの
- (2) 町内業者と請負契約を締結するリフォーム等工事のうち別表第1から別表第7までの右欄に定めるところにより付した点数の合計が10点(リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合には5点)以上となる工事で、その経費が1戸当たり30万円以上のもの
- (3) 西川町耐震診断士派遣事業による耐震診断並びに建築士が実施する木造住宅一般診断法及び精密診断法による調査診断の結果が評点0.7未満の自らが居住する木造住宅の改修工事で、工事後の評点が0.7以上となる改修工事(以下「耐震改修」という。)

- 2 前項各号に掲げる工事に伴う既存の住宅等の全部又は一部を除却する工事は、補助金交付の対象に含むものとする。
- 3 第1項各号に掲げる工事であっても、併用住宅の事業用部分のみの工事は、補助金交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助申請時において、町内に住所及び居住する住宅を有する者。ただし、町内に住所及び居住する住宅を有しない場合は、補助金申請年度の3月31日までに町内に住所を有し、かつ、居住する住宅を有する見込みの者
- (2) 町内業者の施工により前条に掲げる補助対象工事を行う者
- (3) 町税等に滞納がない者
- (4) この要綱による補助金の交付を受けていない者
- (5) 令和2年度西川町住宅建築支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない者
- (6) 令和3年度西川町住宅建築支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない者
- (7) 令和4年度西川町住宅建築支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅の新築工事 対象経費(保険金等の支払があった場合は、当該保険金等の額を控除した額。以下同じ。)の10パーセント以内の額又は80万円のいずれか低い額とする。
 - (2) 移住世帯以外が行うリフォーム等工事 対象経費の10パーセントとし、30万円を上限額とする。ただし、町産西山杉材を3 m³以上使用するリフォーム等工事を行う場合は、40万円を上限額とする。
 - (3) 移住世帯が行うリフォーム等工事 対象経費の20パーセントとし、40万円を上限額とする。ただし、町産西山杉材を3 m³以上使用するリフォーム等工事を行う場合は、50万円を上限額とする。
 - (4) 前2号の規定にかかわらず、木造住宅の耐震改修工事を実施した場合の補助金の額は、耐震改修に要する費用の4分の1の額又は40万円のいずれか低い額に、リフォーム等工事に要する費用から耐震改修に要する費用を差し引いた額に対して第2号又は第3号により算出した額を加えた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助区分に応じ、当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。
 - (1) 前項第2号のリフォーム等工事が新婚世帯又は子育て世帯により行われるものである場合には、前項第2号中「10パーセント」を「20パーセント」と、「30万円」を「40万円」と、「40万円」を「50万円」と読み替えるものとする。
 - (2) 前項第3号のリフォーム等工事が新婚世帯又は子育て世帯により行われるものである場合には、前項第3号中「20パーセント」を「30パーセント」と、「40万円」を「50万円」と、「50万円」を「60万円」と読み替えるものとする。

- 3 町内に事務所を有する製材業者から町産西山杉材を 20 万円以上購入した場合は、木材製品の 30 パーセント以内の額又は 40 万円のいずれか低い額を第 1 項又は前項の補助金に加算する。
- 4 雪に配慮した住宅新築工事及びリフォーム等工事で、別に定める条件を満たす工事である場合は、第 1 項又は第 2 項の補助金に 10 万円を加算する。
- 5 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 交付申請書の様式は、規則第 5 条の規定にかかわらず、西川町住宅建築支援事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号。以下「申請書」という。)によるものとする。

- 2 申請書は、当該申請に係る住宅新築工事及びリフォーム等工事に着手する前に町長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象工事に係る工事概要
 - (2) 補助対象工事に係る工事点数の算出表
 - (3) 補助対象工事に係る見積書の写し
 - (4) 補助対象工事に係る位置図
 - (5) 補助対象工事に係る工事図面
 - (6) 補助対象工事に係る請負契約書の写し
 - (7) 着工前写真
 - (8) 木材製品の見積書の写し(前条第 3 項の補助金を受ける者に限る。)
 - (9) 町産西山杉材出荷証明書(別記様式第 5 号)(前条第 3 項に規定する補助金を受ける者に限る。)
 - (10) 資金計画書(別記様式第 4 号)
 - (11) その他町長が必要と認める書類

- 3 世帯要件に該当する場合、表 1 又は表 2 に掲げる書類を前項に添えて提出しなければならない。

表 1 申請時に世帯要件を満たしている場合

世帯要件	書類
移住世帯	・住民票謄本
新婚世帯	・戸籍謄本(法律婚の場合) ・住民票謄本(事実婚の場合)
子育て世帯	・住民票謄本

表 2 申請後に世帯要件を満たす予定の場合

世帯要件	書類
全世帯要件共通	・誓約書(任意の様式) (親族の転入、婚姻等により要件に該当する場合)
子育て世帯	・母子手帳等の写し (世帯員が妊娠中で、出産により要件に該当する場合)

(工事の内容変更等の承認)

第 7 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により新築工事及びリフォーム工事等の変更又は中止について承認を受けようとする者は、西川町住宅建築支援事業補助金交付変更(取下げ)申請書(別記様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の増額をしない工事費等の変更の場合とする。

(工事完了報告)

第8条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、西川町住宅建築支援事業工事完了報告書(別記様式第3号。以下「完了報告書」という。)によるものとする。

2 完了報告書は、工事が完了した日から20日を経過した日又は補助金申請年度の3月20日のいずれか早い日までに町長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 補助対象工事の施工写真(工事中及び工事完了後)
- (3) 木材製品納入書及び領収書の写し(第5条第3項の補助金を受ける者に限る。)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第9条 この要綱による補助金の交付に関する審査を行うため、西川町住宅建築支援事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 企画財政課長
- (4) みどり共創課長
- (5) 健康福祉課長
- (6) 建設水道課長

2 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

	工事内容	点数
1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所
1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所
1-3	タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所

1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所
1-5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所
1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所

別表第2(第2条関係)

工事内容		点数
2-1	住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る。)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
2-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
2-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
2-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
2-6	柱、梁又は筋かいの接合金物を増設する工事	5点/箇所

注) この表は耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。

別表第3(第2条関係)

工事内容		点数
3-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
3-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
3-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表第4(第2条関係)

工事内容		点数
4-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
4-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
4-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	(1)浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²
	(2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所
	(3)固定式の移乗台、踏み台その他浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所
(4)身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	
4-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	(1)便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²
	(2)便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所

	(3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所
4-5	居室、便所、浴室、脱衣室若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m 2点/箇所
4-6	居室、便所、浴室、脱衣室若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含まむ。） (1)勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2)(1)以外の部分の段差を解消するもの	10点/m ² 5点/m ² 又は 2点/箇所
4-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの イ 戸を吊戸方式に変更するもの ウ ア及びイ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所
4-8	居室、便所、浴室、脱衣室若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
4-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第5(第2条関係)

	工事内容	点数
5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事 (2)雪止めを設置し、又は取り替える工事 (3)固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	2.5点/箇所 累計5m未満は5点、累計5m以上は10点 1階分につき5点
5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)屋根の勾配を大きくする工事 (2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所 10点/箇所

	(3)屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第6(第2条関係)

	工事内容	点数
6-1	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1 m ³

別表第7(第2条関係)

	工事内容	点数
7-1	住宅の屋根を葺き替えする工事	10点/工事
7-2	住宅の玄関に風除室を設置する工事	10点/箇所
7-3	自家用車を駐車する木造の車庫を新築する工事	10点/棟
7-4	住宅の窓のサッシを入れ替えする工事	5点/箇所
7-5	住宅の屋根を塗装する工事	10点/工事
7-6	住宅の外壁を塗装する工事	10点/工事